

令和3年第1回平群町議会

臨時会会議録（第1号）

招 集 年 月 日	令和3年1月5日																												
招 集 の 場 所	平群町議会議場																												
開 会 （ 開 議 ）	1月5日午前10時2分宣告（第1日）																												
出 席 議 員	<table border="0"> <tr> <td>1番 岩 崎 真 滋</td> <td>2番 長 良 俊 一</td> </tr> <tr> <td>3番 山 本 隆 史</td> <td>4番 井 戸 太 郎</td> </tr> <tr> <td>5番 稲 月 敏 子</td> <td>6番 植 田 い ず み</td> </tr> <tr> <td>7番 山 口 昌 亮</td> <td>8番 森 田 勝</td> </tr> <tr> <td>9番 山 田 仁 樹</td> <td>10番 窪 和 子</td> </tr> <tr> <td>11番 下 中 一 郎</td> <td>12番 馬 本 隆 夫</td> </tr> </table>	1番 岩 崎 真 滋	2番 長 良 俊 一	3番 山 本 隆 史	4番 井 戸 太 郎	5番 稲 月 敏 子	6番 植 田 い ず み	7番 山 口 昌 亮	8番 森 田 勝	9番 山 田 仁 樹	10番 窪 和 子	11番 下 中 一 郎	12番 馬 本 隆 夫																
1番 岩 崎 真 滋	2番 長 良 俊 一																												
3番 山 本 隆 史	4番 井 戸 太 郎																												
5番 稲 月 敏 子	6番 植 田 い ず み																												
7番 山 口 昌 亮	8番 森 田 勝																												
9番 山 田 仁 樹	10番 窪 和 子																												
11番 下 中 一 郎	12番 馬 本 隆 夫																												
欠 席 議 員	な し																												
<p>地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名</p>	<table border="0"> <tr> <td>町 長</td> <td>西 脇 洋 貴</td> </tr> <tr> <td>副 町 長</td> <td>植 田 充 彦</td> </tr> <tr> <td>教 育 長</td> <td>岡 弘 明</td> </tr> <tr> <td>会 計 管 理 者</td> <td>大 辻 孝 司</td> </tr> <tr> <td>政 策 推 進 課 長</td> <td>巳 波 規 秀</td> </tr> <tr> <td>総 務 防 災 課 長</td> <td>川 西 貴 通</td> </tr> <tr> <td>税 務 課 長</td> <td>橋 本 雅 至</td> </tr> <tr> <td>住 民 生 活 課 長</td> <td>大 浦 孝 夫</td> </tr> <tr> <td>健 康 保 険 課 長</td> <td>辰 巳 育 弘</td> </tr> <tr> <td>福 祉 こ ど も 課 長</td> <td>西 岡 勝 三</td> </tr> <tr> <td>観 光 産 業 課 長</td> <td>島 野 千 洋</td> </tr> <tr> <td>都 市 建 設 課 長</td> <td>今 田 良 弘</td> </tr> <tr> <td>教 育 委 員 会 総 務 課 長</td> <td>松 村 嘉 容</td> </tr> <tr> <td>上 下 水 道 課 長</td> <td>寺 口 嘉 彦</td> </tr> </table>	町 長	西 脇 洋 貴	副 町 長	植 田 充 彦	教 育 長	岡 弘 明	会 計 管 理 者	大 辻 孝 司	政 策 推 進 課 長	巳 波 規 秀	総 務 防 災 課 長	川 西 貴 通	税 務 課 長	橋 本 雅 至	住 民 生 活 課 長	大 浦 孝 夫	健 康 保 険 課 長	辰 巳 育 弘	福 祉 こ ど も 課 長	西 岡 勝 三	観 光 産 業 課 長	島 野 千 洋	都 市 建 設 課 長	今 田 良 弘	教 育 委 員 会 総 務 課 長	松 村 嘉 容	上 下 水 道 課 長	寺 口 嘉 彦
町 長	西 脇 洋 貴																												
副 町 長	植 田 充 彦																												
教 育 長	岡 弘 明																												
会 計 管 理 者	大 辻 孝 司																												
政 策 推 進 課 長	巳 波 規 秀																												
総 務 防 災 課 長	川 西 貴 通																												
税 務 課 長	橋 本 雅 至																												
住 民 生 活 課 長	大 浦 孝 夫																												
健 康 保 険 課 長	辰 巳 育 弘																												
福 祉 こ ど も 課 長	西 岡 勝 三																												
観 光 産 業 課 長	島 野 千 洋																												
都 市 建 設 課 長	今 田 良 弘																												
教 育 委 員 会 総 務 課 長	松 村 嘉 容																												
上 下 水 道 課 長	寺 口 嘉 彦																												
本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	<table border="0"> <tr> <td>議 会 事 務 局 長</td> <td>西 谷 英 輝</td> </tr> <tr> <td>主 幹</td> <td>高 橋 恭 世</td> </tr> <tr> <td>主 査</td> <td>大 文 字 睦 美</td> </tr> </table>	議 会 事 務 局 長	西 谷 英 輝	主 幹	高 橋 恭 世	主 査	大 文 字 睦 美																						
議 会 事 務 局 長	西 谷 英 輝																												
主 幹	高 橋 恭 世																												
主 査	大 文 字 睦 美																												
町 長 提 出 議 案 の 題 目	<p>承認第1号 専決処分承認を求めることについて （和解及び損害賠償の額の決定について）</p> <p>議案第1号 控訴の申立てについて</p>																												
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。																												
会 議 録 署 名 議 員 の 氏 名	<p>議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。</p> <p>3番 山 本 隆 史 5番 稲 月 敏 子</p>																												

令和 3 年 第 1 回 (1 月)
平群町議会臨時会議事日程 (第 1 号)

令和 3 年 1 月 5 日 (火)

午前 1 0 時開議

- | | | |
|-------|---------|--|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 承認第 1 号 | 専決処分の承認を求めることについて
(和解及び損害賠償の額の決定について) |
| 日程第 4 | 議案第 1 号 | 控訴の申立てについて |

開 会 (午前10時02分)

○議 長

皆さん、明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願ひいたします。

正月明けの議会、御苦労さまでございます。

新型コロナウイルス感染予防及び拡大防止の観点により、本議会中、議場内でのマスクの着用について許可いたします。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、これより令和3年平群町議会第1回臨時会を開会いたします。

町長、招集の御挨拶をお願いいたします。町長。

○町 長

皆様、新年明けましておめでとうございます。

新年早々に令和3年第1回の臨時議会を招集しましたところ、御多用中の中、御出席を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、依然感染拡大が続いており、平群町におきましても31名の感染者の報告がありました。引き続き感染予防対策に努めてまいります。

さて、本議会におきましては、令和2年7月26日に久安寺の町道の路肩が崩壊し、農業用倉庫に損害を与えたことにより、所有者との和解が成立したことによりまして、和解及び損害賠償額についての承認をお願いするものであります。

また、平成29年11月10日に平群町が被告として訴えられていました町道西山麓線に関する損害賠償事件について、裁判で平群町の正当性を主張してまいりましたが、主張が認められず、令和2年12月25日に大阪地方裁判所におきまして本町が敗訴したことから、今回、控訴の申立ての議決をお願いするものであります。

議員の皆さん方には慎重審議いただき、承認・可決賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議 長

これより本日の会議を開きます。

(ブー)

○議 長

本臨時会の議事日程はお手元に配付しております議事日程表のとおりであり

ます。

本日の議事日程の朗読を求めます。局長。

○局長

議事日程報告 議事日程表のとおり

○議長

ただいまの報告のとおり、日程表に従い、議事を進めてまいります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員については、会議規則第127条の規定により3番、山本君、5番、稲月君を指名いたします。本臨時会の会期中、よろしくお願いたします。

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日と決定したいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

続きますして

日程第3 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

(和解及び損害賠償の額の決定について)

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務防災課長。

○総務防災課長

承認第1号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○7番

どうしてこういうことになったか、もうちょっと説明してくれる。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

降雨により路肩が崩壊ということでございます。ここの道路部分につきまし

ては、旧の道でありまして、幅員が3メートルと狭いところでございます。この石積みでございますが、空石積みということで、裏にコンクリートが入っていないという、旧の道のままの状態でございます。これが約10メートル。その前後のところはきちっとした擁壁が入っているんですが、ここが、倉庫が建っているということで工事ができなかったということもあろうかと思えます。

この倉庫につきましても、かなり以前、60年以上前に建てられた倉庫ということも聞いております。まだはっきりした、いつ建てたということも、所有者の方自体が御存じないということもあるんですが、かなりの年数たっているところでございます。そういったところで降雨ということで、被災に当たる80ミリ以上の豪雨ではなかったんですが、それなりの雨が降って浸食したということでございます。これにつきましては、日常点検ということであればいいんですけれども、ここへ進入されるというか、ここを通過おられる方も道路の傷みというのを全然気づいておられなかったということがございます。今回、災害があって初めてこういったことが分かったということでございます。

以上です。

○議 長

山口君。

○7 番

仕方がないんですけど、結構町内にはこういうところがたくさんあると思うんですね。今回、相手方への賠償はもちろん保険ですけども、今は仮復旧ということなんで、当然本復旧することになれば、町道なんで、町の経費で行うということになるんで、その本復旧はいつ頃計画しているのかということと、それとほかについてもね、やっぱり今回、小屋だけの損傷で済んでよかったけど、人災とかになれば大変なことなので、その辺の、今後そういうところ、あちこちにあると思うんですが、その辺の調査も含めてどういうふうに考えているのか、その点どうですか。

○議 長

都市建設課長。

○都市建設課長

まず、この道路の復旧ですが、まずこの倉庫を撤去してもらわないといけません。撤去していただいた後に測量設計をして、それから工事にかかると、そういった流れになってまいります。いつ工事するかということにつきましては、倉庫の撤去を見ながら実施していきたいというふうに考えております。

それから、今後こういった道路の点検でございますが、基本的には月2回、

道路点検をしているわけですが、この月2回の道路点検といいましても、基本的には幹線道路を中心としております。こういった、先行き止まりといったこういう狭い道まで目が行き届いていないというのが現状でございます。こういったことにつきましても、自治会長さんから出てきた、こういった危険箇所について連絡を受けましたら、こちらのほうでも調査していきたいというふうに考えております。

今回は保険対応ができたということでございますが、基本的には、自然災害は、本来、保険で出ないというのが基本になっているようです。今回はたまたま、町のほうでもできるだけ、町の瑕疵ということで保険適用にさせていただきましたが、この点につきましても、保険対応は、自然災害については厳しいという現状がございます。町の道路管理という意味においては、今後、日常点検をやっていきますが、全てが全て、目配りはできないであろうというふうには考えております。その点も、総代、自治会長さんに危険なところをお願いしてですね、日常、もし気づきがあったらこちらのほうに連絡していただくと、そういうところで、今後考えていきたいというふうに考えております。

○議 長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。
これより、承認第1号について採決を行います。

本案については、原案どおり承認することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり承認することに決

定いたしました。

続きまして

日程第4 議案第1号 控訴の申立てについて
を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長

議案第1号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○7番

4月に聞いて、それから半年以上になりますけど、なぜ負けたんやって変な話やけど、御堂開発が相当たってから訴えて、これはさっき説明あったように、特別土地保有税がなくなって、平群町もそれを清算しましたよね。それからでもまだ何年かたって言ってくるよね。その辺の経緯もちゃんと当然裁判ではいろいろ出てると思うんやけど、にもかかわらずというのは、弁護士さんに任してるから、弁護士さんからはどういうふうに聞いているのか、その辺ちょっと説明していただけますか。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

被告である平群町と、それから被告補助参加人である奈良県は、一つは権利濫用ということをおっしゃっています。それと、背信的悪意者ということもこれまで訴えてまいりました。ちょっと繰り返しになって申し訳ないんですが、その辺のところ、もう1回申し上げます。

まず、権利濫用でございますが、これは、先ほど議員おっしゃったように、平群町が滞納処分の執行停止をしたと。特別土地保有税2億円以上の滞納処分の執行停止をしたと。それ以降に、改めて平群町に対して請求権を行使したということです。これが一つは権利の濫用に当たるということをおっしゃっています。

もう一つ、権利の濫用、それから背信的悪意者というところがございます。これにつきましては、背信的悪意者につきましては、本件土地3筆は西和広域農道の建設予定地であること。一部着工、これは久安寺・福貴畑地区はもう既に着工していたんですが、事実から、本件土地でも工事が実施されることが確実視できたこと。それから、用地が買収済みでありながら、昭和62年及び平成7年に本件土地を取得した行為は、登記の要件が欠けていることを主張できない背信的悪意者に該当すると、こういうことをこちらから主張しております。

また、権利濫用につきましては、原告は真正な登記名義の回復形式を取っているものの、実質的には、平成16年の供用開始から約13年も経過してから平群町道として利用されていることを知りつつ再取得して今回の請求に及んでいると。このような行為は、真正な登記名義の回復を前提に所有権を認めたとしても権利の濫用に当たると、こういったこちらの主張でございます。

それに対して裁判所は、こういった平群町・奈良県側の主張を一切認めていない。むしろ、その登記がなされていることがもう全てであるかのように最終的には決まったということです。

ただ、当初、御堂開発が請求していた957万幾らっていう、それから、一月18万幾らっていう支払いにつきましては、一月18万幾らというのは、これは棄却されております。それと、957万が438万に金額が下がっております。これにつきましては、この原告が主張していた単価が根拠がないと。当初、奈良県が御堂開発に交渉していた額が平米2,500円という単価であったと。それに面積を掛けて438万幾らという、この金額が出ているということでございまして、言いましたように、原告の主張を登記というところで認めて、こちらの主張が全く認められなかったというところで敗訴ということでございます。

○議長

山口君。

○7番

当然控訴するということなんで、それはそれでいいんですけど、その見通しとかいうのは、弁護士さんはどう言ってるわけ。今度の判決については、当然、町や県の主張が認められなかったということやから、その辺では、認めないほうがおかしいという、いろんな裁判あるからあれですけども、その点、当然控訴するということは、一審の判決が不当だというふうに思ってるから控訴するわけやから、そこんところでは町としてどう思ってるのか、弁護士さんがどう思ってるのか、その辺何か、もし説明できることあったら。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

その件につきましては、控訴する以上、勝てる見込みがというところなんですけど、この件につきましては、先ほども奈良県と平群町の協議というところで去年にやってるんですけども、裁判官の意思と法律の解釈で判決が左右されるというところがございますので、平群町、奈良県の意見が認められれば、十分勝つ見込みもあるということでございます。ただ、これは裁判ですので、いろ

いろいろ議論していかないと分からないということでございます。

一審につきましては、口頭弁論を21回やっております。21回やって、最終的に判決が出て敗訴ということになっているわけですが、今度も、控訴するようであれば、1か月後には呼出しがあって、もう一度こちらの意見、そして相手方の意見を聞いてやっていくということでございます。こちらが主張している部分が、一審の場合は平成29年から始まっているんですが、令和元年4月に裁判官が交代されています。その前の裁判官は、その権利濫用ということをおっしゃってたんですが、裁判官が代わって、ちょっと意見が変わったということもございます。ですから、その裁判官の意思によるところも大きいというふうに考えております。

控訴いたしまして、次でどういった結果になるか分かりませんが、こちらの主張が認められれば、十分勝訴できる可能性はあるかなというふうに考えております。

○議 長

山口君。

○7 番

分かりました。弁護士さんの腕も関係するのかどうか分かんないですけど。

それとね、分からなかったら別にええけど、じゃあこれ、2年半ほど裁判してるわけやね。29年から言うたら3年やね。3年以上やね、4年近くです。これまで、これにかかった経費っていうのは分かる。

○議 長

都市建設課長。

○都市建設課長

弁護士費用につきましては、着手金というのをお支払いしております。これ30万と、あと消費税です。その後、事件が完了して報酬金が幾らという、最終的に決まるんですが、今のところ、それしか決まっております。一審では、弁護士費用、着手金30万で、今度また控訴しますので、またそれで、弁護士費用で着手金ということで、30万プラス消費税ということをお支払いすると。裁判費用につきましては、印紙代5万円プラス送達料で、1万円近く要するというところでございます。

以上です。

○議 長

質疑、ほかにございませんか。馬本君。

○12番

いろいろ、今日、臨時会を迎えるに当たって、ちょっといろいろ調べた結果

ね、この町道認定されたのは平成16年の3月議会で、最終日に追加案件という形で出てるわけやけど、会議録調べてもらったら分かるけど、追加案件ですよ。当初なかった。しかし、平成16年4月には県が開通式やってんねん。ということで、三郷と平群の一体の広域農道やからね。

それはそれとして、何でこれ原因がこうなったんかなと思って、ちょっと僕、個人的な意見ですけども、解除されて保有税を免除してあげた形、2億円あったとはなっておる。それからの話やろう。ということはね、これ、その売買はもともとは公簿でしたんちゃうかというふうに私は見てんねんけどね、公簿で。要するに、国調やっていなかったから、そのところにそういう原因がまた出てきたなというふうに、私の想定ですよ。

それでね、今回私はね、これは絶対控訴しやなあかんというふうに私は思ってます。これ実質上はね、これは県の事業やねん、ほんまはこれ。よう考えてや、町の事業ちゃうねん、これ。県が底地をきちっと登記して整理してもうてあったらこんなこと起こらへんねん。私はそう思うで。ましてね、あの3月議会、追加案件として町道認定の案件出してね、もうその4月に県の開通式やってる。ということはね、まだ整理されていないとこ、絶対僕はあると思うねん。ここだけちゃうで。まだ国調やってないとこあるはずや。場所は大体分かるけど言わへん。そのためにもね、きちっと私は今回ね、高等裁判所へ控訴してね、ここは勝たないかん。

それからね、これ僕思うねけどね、どうせ、これインターネットに載るんやから、平群だけの責任ちゃうと思うよ。これは県の責任やん、一部。絶対おれはそう思う。

ここでそんなん言うたってしゃあないけども、国調というのはいかに大事かっていうのは、僕は国調せえ、国調せえと、予算とか一般質問で今まで訴えてきた。こういう問題や。結局ご互いの権利をきちっと主張できるわけや。

今後、僕はね、その担当者にちょっと聞きたいんやけど、恐らくまだ残ってるとこあると思うんで、返事はええよ、残ってますとか、その返事はええけども、この裁判は絶対勝ってもらわなあかんねん。

それとね、非常に僕も勉強不足やったのが一つあるのは、奈良県下で、この広域農道、あれだけの、70メートルか80メートルあんのか、鳴川の大橋、高さ何ぼあんの、90ほどあるのか、何ぼあるの、あれ。あんな高い橋、町道にしたら、これから町が全部管理していかなあかん。修理代、大変や、これから。そのときね、僕ね、気づかなかってんけども、僕は反対すべきやったなと思ってまんねん、今から思うたらね。それでもね、悲しいことにね、3月の最終議会に追加案件で出されたら、そうなればね、勉強する間なかったんです。

僕の手落ちもあったなというふうに思ってますねけど、その点どうですか。今後の見通しとして、この裁判は絶対勝たなあかんというふうに私は思いますけども、担当課長、どうですか。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

今、議員からおっしゃっていただいたとおりでございまして、この、西和広域農道、延長8.2キロ、平群から三郷にかけてできた道路、これは県事業として、していただきました。その後、譲与を受けて平群町が町道認定をしたというケースでございます。その中で、こういった、当時、先ほど議員がおっしゃっていただいたとおり、町が公社で先行買収で、県に言われて先行買収してるんですが、そのときは国調ができていなかった。そのときは公簿でというか、道路を造るというのは、もう県のほうでもしてましたんで、測量して、道路部分として実測で買ってるんですけども、実際、国調できてないんで、地図混乱地、登記できないところでそのままになっていた。そこへ、その分で県がまた町から買い戻してるんですが、御堂は御堂で、ゴルフ場開発で土地を買いに行っていた。御堂は買ったところをすぐ登記したということで、県が登記し得なかったと。地図混乱地であって登記できなかった。きちっとした地籍出てたら分筆して登記というのはできるんですが、それができてなかったということがあって、非常にそういったところで今現在に至っているところです。

今後、先ほどおっしゃっていただいたように、こういった土地がまだ櫛原にも存在してますし、そのほか、福貴畑、信貴畑、久安寺にもございます。こういったところで、当初、国調できていないんで、県もきちっと登記して、それを町に移管するのが本来の姿ですけど、登記できていないままに町がそれを譲与を受けているというところがございます。今後、これは大きな課題になってまいります。平群町として、今回、御堂からこういった訴えをされていますが、ほかにもされる可能性がこういったところであるわけでございまして、こういったところは、事業主体である県と十分協議して、今後これをどう解決していくのかということは、十分県と協議して詰めていかなければならないというふうに考えております。

それと、広域農道、今平群町は西山麓線と言っていますが、平群町道部分で言いましたら、約6キロございます。この6キロの管理というのは非常に大変でございまして。橋もあります。橋の維持管理、今、国のほうでやかましく言ってますけれども、平群町でも、今は大丈夫ですけども、ある時期が来たらメンテナンスに莫大な金額がかかってくると、こういったところです。また、山

を削り、谷を埋めということで、擁壁等も多数ございます。そういった擁壁も、傷んでくると、それも直していかなければならないという、そういったところもございます。

いずれにしても、延長6キロっていう、この西山麓線、かなりメンテナンスに維持費としてかかってくるのが想定されます。こういったところも、まずメンテナンスをしようと思ったら、底地がどうなんかっていうところが大事になってまいりますんで、まずこの底地の整理というのをできるだけ早くできるように県と協議して詰めていきたいと、このように考えております。

いろいろ申し上げましたが、この今の御堂の訴訟ですけれども、それ以外にも、まだいろんな案件を抱えた道路であるというふうに町としては認識しているところでございます。

以上です。

○議長

馬本君。

○12番

大変な6キロの町道認定してんねけど、県もそれ認識してるならば、僕は思うよ。今回の訴訟にしろね、県と恐らく440万近いこのお金、判決して、折半で220万としたってね、云々とした場合ですよ、僕は一切町は関係ないと思う。町がね、たまたま被告に平群町なってるけど、きちっと底地が整理されたところを平群町が受けて被告になるんやったら、それはそれでよろしいけどもね、一切そこまでの業務は県の仕事違うか。そやから、折半云々という論法も僕は出てこないし。

なぜそういうことを言うか。例えば、宅地開発で造成されたときに、町道とする場合は帰属という形でなりますけども、これはきちっと登記されるでしょう。きちっと分筆されて平群町に認定という形になるでしょう。それは原点の話や。まして、3月議会に追加案件出てきて、ましてやそれが整理も底地されてない。公簿は公簿のままでも残ってる。まして、背の高い、奈良県で一番というあの高さのある鳴川大橋を平群町は帰属してるわけや、町道認定ね。今後の維持管理も大変。それはそれとしてね、それもこの件についてはね、私は県にちゃんとしてもらわなおかしいなと。ここに今書いてあるように、被告補助参加人は奈良県と書いてるけども、実質は僕は違うと思うよ。そのように僕は認識してますんで、この高等裁判所は絶対勝ってもらわな困りますんで、その点ひとつ弁護士さんによろしくお伝えください。

そういうことです。

○議長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。
これより、議案第1号について採決を行います。
本案については原案どおり可決することにいたしたいと思ひますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決定いたしました。

以上で本臨時会に付議された事件については全部終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

町長、閉会に当たり、御挨拶をお願いします。町長。

○町 長

議員の皆さんにおかれましては慎重審議いただき、承認・可決いただきありがとうございました。

今年1年間、町政への様々な御助言や御指導、御鞭撻を頂きますようお願いいたしまして閉会の挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

○議 長

これをもって令和3年平群町議会第1回臨時会を閉会いたします。

(ブー)

閉 会 (午前10時42分)